

LEGAL・ACCOUNTING

気になる 会計 Q&A

1月のピックアップ ● 税金申告④

大島襄 米国公認会計士



青山学院大学、ニューヨーク大学大学院卒業(MBA)。KPMGニューヨーク事務所パートナーを経て、現在米国公認会計士大島齊藤事務所パートナー。国際税務専門。個人税、法人税、日米間投資の税務、日米贈与、相続、遺産税。著書に『Q&Aアメリカ税金百科』(共著/有斐閣)、『アメリカ税金の基礎知識』(理文出版)など。

今回は失業したり、前年より所得が大きく減ったりした場合、税金申告の手続きについて。また、医療費控除を申請する際に、注意すべき点などについて伺います。

Q 昨年解雇され、現在も失業手当を支給されています。税金申告の際の注意点を教えてください。

A 失業手当は、失業保険料を払っている会社に勤めていた人が解雇された場合に支給されるもので、決められた手続きを行えば、受給できます。自己都合退職の場合には支給されません。失業手当は最初の2400ドルは非課税で、それを超えた金額は給与と同様、所得とみなされ課税されます。失業手当の受給額は、労働局から送付される書類、1099-

Q Gに記載されています。個人事業主ですが、今年は昨年より更に売上げが減りそうです。昨年の納税額を基に算出される予定納税額を、払えるかどうか心配です。

A 前年より大幅に所得が減る場合は、前年度の税額の4分の1ずつを納付する予定納税が、予想税額(年初から予定納税納付期限の前月までの純利益から算出)を超えた時点で、それ以上支払う必要はなく、多く払った分は還付されます。

Q 学生ビザで、米国の大学に留学していま

す。仕送りしてもらっている生活費や、アルバイト収入も申告が必要ですか。

A 日本から支払われる学費や生活費のための給付金(日本政府からの交付金、家族からの仕送り、会社からの手当など)は、日米租税条約第19条によつて、米国の課税は免除されます。アルバイト収入がある場合は、税金申告を行つて納税する必要があります。また、米国内で働いて得た収入がない場合でも、Fビザ学生は情報申告書フォーム8843を、IRSに提出しなければなりません。

Q 医療費控除を申請する場合の、注意点を教えてください。

A 医療費は項目別控除の1項目で、医師(歯科医も含む)による診察料、治療費、処方せん薬品代、健康保険料などが対象となりますが、制限があります。医療費から健康保険の還付金を差し引いた後の純医療費(医療費の年間支出の合計額)が、調整総所得の7.5%を超えた場合、その部分のみが控除の金額になります。それ以下の場合、医療費控除は一切認められません。

一方、生命保険料、市販の風邪薬、鎮痛剤、ビタミン剤など処方せん薬以外の薬品、美容整形手術、違法

な手術、妊婦服、美容ダイエット薬やダイエット食品、健康食品、一般的な健康維持のための減量プログラム、スポーツクラブ会費など、は、医療費とはならず、控除の対象なりません。

Q 教育費税額控除について教えてください。

A 納税者本人や扶養家族、配偶者のための支出で、高校卒業後、学位または資格証書を取得できる大学、短大、専門学校の授業料が、税額控除として認められます。税額控除の金額は学生一人につき、2008年の1800ドルから、09年と10年は2500ドルに増額されました。フォーム8863に必要な事項を記入し、所得税申告書に添付して提出すると、控除が認められます。

(おことわり)

当会計事務所は、記事内容に関して一切の責任を負いかねます。詳細は各会計士にご相談ください。

INFORMATION

Oshima Saito LLP
509 5th Ave., 6th Fl.
(bet. 42nd & 43rd Sts.)
TEL: 212-599-4600
info@oshimasaito.com
www.oshimasaito.com